

工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札の取扱いについて

令和8年4月以降の工事請負契約にかかる事後審査型制限付一般競争入札における物件等級の取扱いについて、次のとおりお知らせします。

1 物件等級を定める工事種目及び経営事項審査の総合評定値（P点）並びに発注予定価格

工事種目	物件等級	経営事項審査の総合評定値(P点)	発注予定価格(税込)	
土木工事	A	1,100点以上	3億円以上	
	B	800点以上 1,100点未満	1億円以上	3億円未満
	C	600点以上 800点未満	3,000万円以上	1億円未満
	D	600点未満	3,000万円未満	
建築工事	A	1,100点以上	6億円以上	
	B	800点以上 1,100点未満	1.8億円以上	6億円未満
	C	650点以上 800点未満	4,000万円以上	1.8億円未満
	D	650点未満	4,000万円未満	
舗装工事	A	800点以上	1.2億円以上	
	B	600点以上 800点未満	3,000万円以上	1.2億円未満
	C	600点未満	3,000万円未満	
電気工事	A	1,050点以上	1.8億円以上	
	B	750点以上 1,050点未満	4,000万円以上	1.8億円未満
	C	750点未満	4,000万円未満	
給排水衛生冷暖房工事	A	1,000点以上	1.8億円以上	
	B	700点以上 1,000点未満	3,500万円以上	1.8億円未満
	C	700点未満	3,500万円未満	
造園工事	A	700点以上	3,000万円以上	
	B	700点未満	3,000万円未満	

※「障害者の雇用の促進等に関する法律」による「障害者雇用状況報告書」の提出を義務付けられる者が、法定雇用障害者数を充足していない場合は、その者の経営事項審査の総合評定値（P点）から10点を減じた値をもってその者の経営事項審査の総合評定値（P点）とみなすものとする。

2 実施時期

令和8年4月1日

3 その他

別表「事後審査型制限付一般競争入札の取扱い」のとおり